

みんなの〇〇（まるまる）バス実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇部市交通局（以下「局」という。）が保有する車両を、市民の情報発信の場として提供し、及び活用すること（以下「情報発信」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス」という。）に使用する車両の車内を、市民が情報発信の場として活用することで、路線バスの利用促進を図ることを目的とする。

（対象）

第3条 情報発信の対象は、局が路線バスに使用する車両のうち、局が利用を許可したものとする。ただし、特急便の車両は、対象から除くものとする。

2 情報を掲出できる箇所は、路線バスの安全な運行に支障が無いと局長が認めた箇所に限るものとする。

（申込み）

第4条 情報発信しようとするものは、あらかじめ、「みんなの〇〇バス」利用申請書（様式第1号）により局長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、申込みができるものは、宇部市内に活動拠点を置く団体に限るものとする。

（許可）

第5条 局長は、前条の規定により申込みを受けたときは、必要事項を調査のうえ、掲出の可否を決定し、「みんなの〇〇バス」利用許可書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

2 局長は、路線バスの運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（許可の取り消し）

第6条 局長は、前条の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）の掲出した内容に対し撤去要求があり、局長が適当でないと認めたものは、期間中であっても許可を取り消すことができるものとする。

（掲出の基準）

第7条 次の各号のいずれかに該当する情報の掲出は、第5条の許可をしないものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- （2）事実に相違し、又は著しく誇張したもの
- （3）他人に対して不快の念を与えるもの

(4) 特定の政治及び宗教活動のためにするもの

(5) 前各号のほか、局長が適当でないとしたもの

(掲出期間)

第8条 掲出期間は、1か月単位とする。ただし、複数月の掲出もできるものとする。

(掲出料金等)

第9条 非営利団体においては、掲出料金を無料とする。

2 営利団体においては、掲出料金の額は、掲出する車両1台につき、1か月当たり10,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(料金の還付)

第10条 既納の掲出料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができるものとする。

(1) 局長が情報発信の許可を取り消したとき

(2) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事由により掲出できなくなったとき

(3) 前2号に定めるもののほか、局長が特に認めるとき

(情報の掲出、撤去及び維持管理)

第11条 情報の掲出、撤去及び維持管理は、利用者が行うものとし、その際は、局職員立会いのもと、作業を実施するものとする。

(掲出物の責任)

第12条 掲出物が破損した場合においては、局はその損害の責を負わないものとする。

(原状回復)

第13条 利用者は、掲出期間が満了したとき、又は第6条の規定により許可を取り消されたときは、車両を掲出前の状態に復さなければならないものとする。ただし、局長が復させることが適当でないとしたときはこの限りではない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、第11条に定める作業により、車両を損傷させたときは、局長が認定した損害額を賠償するものとする。ただし、不可抗力によるときは、この限りではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。